

一般社団法人 日本集団災害医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本集団災害医学会（英文名 Japanese Association for Disaster Medicine）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、災害時の医療に関する科学的な研究を行い、災害医学の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回の総会、学術集会の開催
2. 機関誌などの刊行
3. 災害に関連した事項の調査および研究
4. 関係団体との連絡および協力
5. その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区中野二丁目2番3号に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示する。

(基金を引き受ける者の募集)

第6条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第2章 会員および社員

(構成)

第9条 当法人は、次の会員によって構成する。

- (1) 個人会員：医療従事者、救急隊員などの災害時の医療に関わる職種の研究者、災害、防災関係の職種の研究者、およびその他の職種に従事する研究者で、第2条の目的に賛同し、所定の個人会員会費を納めた者
- (2) 組織会員：消防機関、行政機関などの災害医療あるいは防災業務に関わる組織で、第2

条の目的に賛同し、その活動を援助する団体または個人で、所定の組織会員会費を納めた組織

(3) 賛助会員：当法人の趣旨に賛同し、所定の賛助会員会費を納めた者

(4) 名誉会員：総会会長を務めた者で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者。年会費の納入を免除される。

(5) 功労会員：当法人の発展に功労のあった者で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者。年会費の納入は免除される。

(入会)

第10条 当法人に入会を希望する個人、組織、団体は、所定の入会申込書を事務局に提出し、社員総会において別に定める基準により理事会の承認を得るものとする。なお、入会に際しては、定款施行細則（以下「細則」という）に定める会費を当法人に支払わなければならない。

(退会)

第11条 当法人を退会しようとする会員は、理事会において別に定める退会届けを事務局に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が当法人の名誉を傷つける、または当法人の目的に著しく反したときは、社員総会の決議を経てこれを除名することができる。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の2年間滞納
- (3) 除名
- (4) 死亡または失踪宣言

(年会費)

第14条 当法人の会員の年会費は、細則に定める。

(評議員および社員の資格の得喪に関する規定)

第15条 評議員は、当法人の会員の中から、細則に定めるところに従って選任する。

2 評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

3 当法人の社員は、第11条乃至第13条に規定する当法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合は、その社員たる資格も喪失する。

(社員名簿)

第16条 当法人は、社員の氏名および住所を記載した名簿を作成する。

第3章 役員および役職

(役員および役職)

第17条 当法人には、次の役員をおく。

(1) 理事：10名以上15名以内

(2) 監事：1名以上2名以内

2 当法人の学術集会には、次の役職をおく。

(1) 総会会長

(2) 次期総会会長

(3) 直前総会会長

(選任)

第18条 理事および監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の決議により当法人の社員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了により社員たる資格を喪失した者が理事または監事の場合、社員の任期満了をもって役員資格は喪失せず、役員任期は存続する。

3 当法人の代表理事は、理事会の決議により選定する。代表理事につき、再任を妨げないが、連続して3期を超えることはできない。

4 監事は、理事を兼ねることはできない。

5 総会会長は、評議員の中から理事会が推薦し、社員総会の決議を経て会員総会に報告する。

(職務)

第19条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

2 代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、最年長の理事が代表理事の職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、業務の審議および当法人の運営に関する実務を分担する。

4 庶務担当理事は、事務局の業務を担当する。

5 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行う。

6 社員(評議員)は、社員総会を組織し、当法人の運営上必要な事項について審議する。

7 総会会長は、学術集会を主宰する。

8 総会会長に事故があるときまたは総会会長が欠けたときは、理事会において総会会長代理を選任し、その者が学術集会を主宰する。

9 直前総会会長、次期総会会長は、総会会長を補佐する。

10 名誉会員および功労会員は、社員総会に出席し、意見を述べることはできるが、決議に加わ

ることはできない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の任期の存続期間と同一とする。また、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 総会会長の任期は、前回学術集会終了の翌日から当該学術集会終了の日までとする。

4 補充または増員によって選任された評議員、総会会長の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

第21条 当法人には、会務を議するため次の会議をおく。

(1) 社員総会

(2) 理事会

(3) 会員総会

(4) 学術集会

(社員総会)

第22条 社員総会は、当法人の社員で構成する。

2 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて招集する。なお、定時社員総会は、定時会員総会の前に招集するものとする。

3 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事が務める。ただし、その者に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。

4 代表理事は、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

5 代表理事は、総社員の議決権の5分の1以上の請求があるときは、社員総会を招集しなければならない。

6 社員総会の成立は、委任状を含めて社員の議決権の過半数の出席を要する。

7 社員総会における議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

(理事会)

第23条 理事会は、理事、監事で構成し、直

前総会会長および次期総会会長は、必要があるときは理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、監事、直前総会会長、次期総会会長は議決権を有しない。

2 代表理事は、理事会を招集し、その議長を務める。また、代表理事は、会日の1週間前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。

3 代表理事は、代表理事以外の理事が会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求したとき、または監事が必要であると認めたとときであって書面をもって理事会の招集請求をしたときは、理事会を開催しなければならない。

4 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ議事を行い、決議することはできない。

5 理事会における決議は、出席理事の過半数をもって決する。

6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

7 監事は、理事会において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

8 理事会は、通常理事会は毎事業年度に2回（但し、4ヶ月を超える間隔）開催するものとし、代表理事または代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事と選定された者は、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。臨時理事会については必要に応じて開催するものとする。

第5章 会員総会

（会員総会）

第24条 会員総会は、個人会員、名誉会員および功労会員で構成する。

2 代表理事は、原則として年1回の定時会員総会を学術集会の期間中に招集し、理事会および社員総会の決定事項を報告する。

3 会員総会の議長は、総会会長とする。

4 会員総会における承認は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 学術集会

（学術集会）

第25条 学術集会は、定期集会のほか時宜に応じて開催する。

（発表者）

第26条 学術集会において発表する者は、当法人の個人会員でなければならない。

第7章 各種委員会

（委員会）

第27条 当法人は、その事業を遂行するために、次の各号に従って委員会を設置することができ、各委員会の任務、構成または運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(1) 委員会の設置および解散は、理事会の決議による。

(2) 委員会の委員長ならびに委員は、理事会の決議を経て代表理事がこれを委嘱する。

(3) 委員長の任期は、3年とする。再任を妨げないが、連続して2期を超えることはできない。

(4) 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で選任された委員の任期は、前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

第8章 計 算

（資産の構成）

第28条 当法人の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。ただし、寄付金の受領は理事会の承認を得るものとする。

（計算書類等）

第29条 当法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、事業報告書、剰余金の処分または損失の処理に関する議案は、毎事業年度ごとに代表理事が編成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた後、社員総会に事業報告の内容を報告し、計算書類については承認を求めなければならない。

（事業年度）

第30条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（剰余金の処分制限）

第31条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 定款の変更, 合併および解散等

(定款変更)

第32条 当法人の定款の変更は, 社員総会において, 総社員の半数以上にして総社員の議決権の4分の3以上の決議を得て行う。

(合併等)

第33条 当法人は, 社員総会において, 総社員の半数以上にして総社員の議決権の4分の3以上の決議により, 他の一般社団・財団法人法上の法人との合併, 事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第34条 当法人は, 一般社団・財団法人法第148条第1号, 第2号および第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか, 社員総会において, 総社員の半数以上にして総社員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第35条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は, 各社員に分配しない。

2 前項の場合, 当法人の残余財産は, 国または地方公共団体, 当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人または公益財団法人, あるいは公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第10章 補 則

(設立時社員の氏名および住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は, 次のとおりである。

(氏名) 鈴木 保博

(氏名) 浅井 康文

(氏名) 石井 昇

(氏名) 上原 鳴夫

(氏名) 大友 康裕

(氏名) 大橋 教良

(氏名) 甲斐 達朗

(氏名) 小井土雄一

(氏名) 寺師 榮

(氏名) 野口 宏

(氏名) 福家 伸夫

(氏名) 藤井 千穂

(氏名) 邊見 弘

(氏名) 前川 和彦

(氏名) 和藤 幸弘

(氏名) 小濱 啓次

(氏名) 滝口 雅博

(設立時理事, 設立時代表理事および設立時監事)

第37条 当法人の設立時理事, 設立時代表理事および設立時監事は, 次のとおりとする。

(設立時理事) 鈴木 保博

(設立時理事) 浅井 康文

(設立時理事) 石井 昇

(設立時理事) 上原 鳴夫

(設立時理事) 大友 康裕

(設立時理事) 大橋 教良

(設立時理事) 甲斐 達朗

(設立時理事) 小井土雄一

(設立時理事) 寺師 榮

(設立時理事) 野口 宏

(設立時理事) 福家 伸夫

(設立時理事) 藤井 千穂

(設立時理事) 邊見 弘

(設立時理事) 前川 和彦

(設立時理事) 和藤 幸弘

(設立時代表理事) 鈴木 保博

(設立時監事) 小濱 啓次

(設立時監事) 滝口 雅博

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は, 当法人の成立の日から平成22年12月31日までとする。

(施行細則)

第39条 当法人の定款の施行に必要な細則は, 社員総会の決議を経て別に定める。

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については, すべて一般社団・財団法人法およびその他の法令によるものとする。

以上, 一般社団法人 日本集団災害医学会を設立するため, 設立時社員の定款作成代理人である司法書士宮田浩志は, 電磁的記録である本定款を作成し, 電子署名する。

平成22年3月31日

設立時社員 鈴木 保博

設立時社員 浅井 康文

設立時社員 石井 昇

設立時社員 上原 鳴夫

設立時社員 大友 康裕

設立時社員 大橋 教良

設立時社員 甲斐 達朗

設立時社員 小井土雄一

設立時社員 寺師 榮

設立時社員 野口 宏
設立時社員 福家 伸夫
設立時社員 藤井 千穂
設立時社員 邊見 弘
設立時社員 前川 和彦
設立時社員 和藤 幸弘
設立時社員 小濱 啓次
設立時社員 滝口 雅博

上記設立時社員の定款作成代理人
司法書士 宮田 浩志